

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 5 日

岩手県、宮城県、福島県 医療主管課 御中

厚生労働省医政局医事課

### 死体検案書の作成に関する留意事項について（その2）

今回の東日本大震災に係る死体検案については、「死体検案書の作成に関する留意事項について」（平成 23 年 3 月 17 日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡）により死体検案書の作成に関する当課の考え方を示したところであるが、今般、その他の留意事項を下記のとおりお示しするので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方願います。

### 記

医師法上、死体検案書には死亡者の氏名を所定の様式に記載すること（医師法施行規則第 20 条）とされているところであるが、今回の東日本大震災に係る死体検案書の作成に当たり、身元不詳の遺体を検案した際には、氏名等が不詳の場合には、当該記載欄に「不詳」と記載する等、記載漏れではない旨を明確にしていきたいこと。